

2018年12月19日東京大学科学研究行動規範委員会受理
申立者 (略)
被申立者 早野龍五教授 (現名誉教授)

科学研究行動規範委員会の「コンプライアンス、説明責任等」違反の
是正を求める申入れ

2019年3月11日

国立大学法人東京大学
代表者総長 五神 真 御中

申立者代理人 弁護士 柳 原 敏 夫



貴大学の科学研究行動規範委員会（以下、本委員会という）が受理し審査中の頭書申立事件について、今回、下記のとおり、本委員会の「コンプライアンス、説明責任等」違反があるので、その是正を求める申入れをします。

記

1、事実経過

2018年12月10日、申立者は、本委員会規則第6条に基づき、本委員会宛に、早野龍五名誉教授を被申立者として、福島県伊達市民のガラスバッジによる個人外部被曝線量の測定データを用いた同教授の2つの論文（以下、本論文という）の倫理違反及び研究不正の疑いで真相解明を求める申立（以下、本申立という）を行い、本委員会は同月19日、これを受理し、本年2月4日、調査委員会（以下、本調査委員会という）を設置し本調査を開始する旨の通知を申立者に送りました。2月12日、申立者は本調査委員会の2名の委員につき、公正中立に問題があるとして本委員会に異議申立を行ったところ、本委員会は2月20日、異議を却下する旨の通知（以下、本通知という）を申立者に送りました。

ところで、本通知に記載された①却下理由、②本委員会規則第11条の解釈及び③申立者が本申立に関する事実を公表したことを非難する文言について正当性を欠くと思われる問題点がありましたので、申立者はこれを2通の質問書にまとめ、2月28日、本委員会に送り、誠意ある回答を求めました。しかし、本委員会から申立者宛に、3月6日、「ご質問等には、お答えいたしかねます。」という回答しかありませんでした。

そこで、申立者としては上記「回答不能の回答」をする本委員会は機能不全に陥っていると判断せざるを得ず、やむなく、上級組織の貴大学に、後記3に記載の通り、申入れを行うに至ったものです。

2、なぜ本委員会は機能不全に陥っていると判断したか

昨年暮れから、本申立が世の中の大きな関心を集めました。それはなぜかと言いますと、本申立が単なる倫理違反、研究不正の問題にとどまらず、福島原発事故後に国民の放射線安全基準の見直しが進められ、その論拠として市民の個人情報が無断かつ不正に使われ作成された本論文が使われているからであり、言い換えれば、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす防護政策の見直しの論拠として、国民の個人情報が無断かつ不正に利用されて作成された論文が使われていることに、多くの国民は自分自身の生命、健康に関わる由々しき事態と認識しているからであります。

その結果、国民の科学研究に対する信頼がまたひとつ大きく損なわれ、崩れつつあります。この科学研究に対する重大な信頼喪失を回復し、国民の自分自身の生命、健康に関わる由々しき事態という認識を解決することが急務であることはもとより異存のない所であり、そのための第一歩が、中立公正なる厳正調査により本論文の倫理違反、研究不正の真相解明を果すことです。その重大な任務を負って貴大学の本委員会に設置された第三者調査委員会が本調査委員会です。言うまでもなく、本調査委員会が万全を期してその職責を果すためには、国立大学法人である貴大学の本委員会及び本調査委員会が行政作用一般の嚮導的法理である「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」((塩野宏「行政法Ⅰ」〔第五版補訂版〕85頁)の基本原理に沿って厳格に運用される必要があります。

ところが、これまでの本委員会の言動、及び本調査委員会の委員の人選について、「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」の基本原理及びコンプライアンス(法令・内部規則等順守)に抵触していると言わざるを得ない問題点が発生しており、そこで、その是正を求めて申立者より本委員会に2通の質問書を提出したところ、本委員会は2通とも「回答不能の回答」という説明責任を自ら全面的に否定する態度を表明するのを目の当たりにして、申立者としては、本委員会は職務の基本原理である「行政の公正・透明性の原則(情報公開)、説明責任の原則」を忘却し、本来の職務の姿に照らし、機能不全に陥っていると判断せざるを得ず、ここに上級組織である貴大学宛に問題の早急の解決を申入れたものです。

3、5点の申入れ

貴大学に、早急に、以下の5点について、本委員会がコンプライアンス(法令・内部規則等順守)、公正の確保、透明性の向上(情報公開)及び説明責任を果たすよう、是正指導することを求めます。

①. コンプライアンス(法令・内部規則等順守)

本委員会規則第11条に本調査の目的として、「不正行為の認定」と明白に掲げてあるにも関わらず、本委員会は本通知1頁末尾のなお書きで、調査委員会の調査は「不正行為」の認定を目的として開始するものではないと明言しており、これは

明らかに本委員会規則を逸脱する違反行為です。よって、本委員会はこの文言を直ちに撤回し、コンプライアンス（法令・内部規則等順守）を約束することを求めます。

②. コンプライアンス（法令・内部規則等順守）及び透明性の向上（情報公開）

行政側の情報提供制度を私人による情報開示請求制度と並び「情報公開を進めるための車の両輪として明示的に位置づけ」（宇賀克也東大教授）られている「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、本法という）第1条により、貴大学は積極的な情報提供の責任を負っています。さらに本法はこの第1条を具体化するため、第4章情報提供（第22条）で、「組織に関する基礎的な情報」を国民に情報提供する義務を課しています（同条1項1号）。従って、本来、貴大学が設置した委員会の委員の氏名及び所属は「組織に関する基礎的な情報」として国民に公表して提供する義務を負います。

わけても、2で前述した通り、世間の大きな注目を集めている本申立に関する情報については、貴大学はより一層積極的な情報提供が求められており、本調査委員会の委員の氏名及び所属国民に公表して提供する義務を負うことは疑いの余地がありません。

ところが、本委員会は本年2月4日の本調査開始の通知中に、調査委員会の構成（調査委員の所属・職・氏名）を「原則として公表しない」旨を記載し、申立者より上記委員の情報の公表の可否について質問したところ、《公正な調査に支障を来す懸念と委員の個人情報に係わる事柄でもあることから、一切公表はしておりませんので、ご高察ください。》と公表の可否に否定的な回答がありました。しかし、これでは情報提供義務を定めた本法第22条の規定に違反する恐れがあります。しかも、他の行政機関の運用としても、近時の厚労省の統計不正問題の第三者調査委員会（特別監察委員会）は言うに及ばず、個別の食品事故、原発事故の真相解明のために設置された第三者調査委員会（食品安全委員会プリオン専門調査会、国会事故調査委員会、政府事故調査委員会など）においては、当該調査委員会の構成（調査委員の所属・職・氏名）の情報はすべて公表されており、なおかつ、その公表により「公正な調査に支障を来す」こともありませんでした。

よって、本委員会は直ちに「調査委員会の委員の氏名及び所属の非公表」を撤回し、情報提供の責任を定めた本法22条のコンプライアンス（法令・内部規則等順守）を約束することを求めます。

③. 透明性の向上（情報公開）

本法第1条により、貴大学は積極的な情報提供の責任を負っており、わけても、世間の大きな注目を集めている本申立に関する情報については、貴大学はより一層

積極的な情報提供が求められていることは②で前述した通りです。

ところが、本委員会は本年2月20日の本通知中に、申立者が昨年12月19日付で本申立が受理された事実、本年2月4日、本調査開始の通知があった事実及び本年2月12日付の申立者の異議申立書の一部を公表したことに対し、「強く遺憾の意を表明」する厳重注意の警告を発しました。これはとんでもない「あべこべの事態」です。なぜなら、本来、国民から疑惑の目が向けられている研究不正の真相解明をミッションとする本委員会は疑惑を晴らすために調査に関する事実を積極的に国民に情報提供する責任を負っているにもかかわらず、それをまったく果さず、それどころか、情報提供を果さない本委員会に代わって情報提供をした申立者を叱っているのですから。

よって、本委員会はすみやかに、行政の民主化逆行する「秘密調査委員会」なる運営を改め、透明性すなわち委員会の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであること（行政手続法第1条）を確保するため、積極的な情報提供を実行することを求める。

④. 公正の確保と説明責任

言うまでもなく、本調査委員会が「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」に沿って厳正に運営されるかどうかは何よりも第一に運営の舵を取る委員の人選にかかっています。それゆえ、委員の人選が「中立公正」であるかは委員会の運営の死命を制する最重要の論点です。その意味で、「中立公正」を具体化する委員の忌避の基準は極めて重要な問題です。この点は、本調査委員会の委員の人選でも同様です。

そこで、申立者は、本調査委員会の委員の忌避の基準として、「裁判の公正」を担保するために訴訟手続法で定められた忌避の理由「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるとき」（民訴法24条1項）「不公平な裁判をする虞があるとき」（刑訴法21条1項）と同様に解すべきであるという立場から、本調査委員会の2名の委員につき、「調査の公正を妨げるべき事情」が現実に存在することを指摘し、委員の交代を求めました。

これに対し、本委員会は、忌避の基準として、「申立者又は被申立者との事案に係る共同研究又は事案に関する特許若しくは技術移転等に係る直接の利害関係を有する」場合かこれに準ずる事由の場合と解するのが適切だとして、申立者の異議申立を却下しました。しかし、上記訴訟手続法及び行政手続法19条2項と比較しても、忌避の基準である「調査の公正を妨げるべき事情」を上記の場合に限定する合理的な理由は見出しえません。本委員会の上記見解は明らかに狭きに失し、失当と言わざるを得ません。これでは、「中立公正さ」が疑われる者が委員に就任して舵を取る「談合調査委員会」と評されても仕方ありません。

よって、本委員会はすみやかに「談合調査委員会」なる運営を改め、公正の確保（行政手続法第1条）を担保するため、委員の忌避基準の再定義と適正な新たな忌避基準に基づいて、2名の委員の再調査を実行することを求めます。

⑤. 行政手続法に定める適正手続を最大限尊重し、申立者に参加の機会を与える審理の実施

本調査委員会は「研究不正」の有無に関する裁決という行政決定を下すものであるから、裁決という行政決定に向けられた審理の過程は行政手続であり、行政手続法が適用されます。従って、行政手続法に定める適正手続を最大限尊重して、本調査委員会の審理がなされるべきです。この点、申立人は、本申立について行政手続法上の参加人として、審理（行政手続法上の聴聞手続）に積極的に参加し（17条1項）、意見陳述、証拠書類等の提出、質問権の行使（20条2項）等を通じ、「研究不正」の真相解明に貢献したいと考えています。それゆえ、この点も十分配慮した審理が実施されるべきです。

しかし、本委員会のこれまでの態度から、申立人の積極的な参加のもとで「研究不正」の真相解明を行うという配慮は全くといいほど伺えません。

よって、本委員会及び本調査委員会は、今後、行政手続法に定める適正手続を最大限尊重し、申立者を参加人として審理に参加する機会を与え、意見陳述、証拠書類等の提出、質問権の行使を保障する審理を実施することを求めます。

4. 結語

以上の通り、申立者は貴大学に対し、早急に、上記3の①から⑤について、本委員会及び本調査委員会がコンプライアンス（法令・内部規則等順守）、公正の確保、透明性の向上（情報公開）及び説明責任を果たすよう、是正指導し、もって主権者である国民の強い注視に応えることを求めるものです。

以上